

令和5年5月9日

保護者様

壬生町立安塚小学校長 小谷野 敏一

### 令和5年5月8日以降の新型コロナウイルス感染症への対応について

平素より本校の教育活動にご理解、ご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、令和5年5月8日（月）から新型コロナウイルス感染症が第5類感染症に移行することに伴い、学校保健安全法上における位置づけや出席に関する扱いが下記のように変更になります。

保護者の皆様におかれましては、お子様の体調確認やご家庭における基本的な感染症対策の継続等、今後ともご理解とご協力をお願いします。

### 記

#### 1 出欠の扱いについて

##### (1) 本人が陽性になった場合・・・出席停止

- ・期間は「発症した日の翌日から5日を経過」かつ「発熱等の症状がなくなった後1日を経過するまで」になります。
- ・登校後も、発症から10日を過ぎるまでは、マスクの着用が推奨されています。

##### (2) 同居の家族が感染した場合

- ・本人が陽性でない場合は、登校が可能です。登校の際は、マスクの着用を推奨します。念のため休む場合は「欠席（事故欠）」となります。

##### (3) 風邪等の症状で欠席する場合

- ・「欠席（病欠）」となります。

##### (4) 感染への不安があるため欠席する場合

- ・本人やご家族に基礎疾患があり、校内や地域での感染が拡大している等の理由がある場合は「出席停止」扱いになる場合があります。詳しくは、学校にご相談ください。

#### 2 欠席の連絡について

欠席連絡アプリ「tetoru」でお知らせください。陽性になった場合は、これまでのように「forms」による報告もお願いします。